

○ 動物の輸入届出制度

輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、平成17年9月1日より動物を輸入する際に厚生労働省への届出が必要となった。この制度により、動物を輸入（販売や展示、個人のペットを含む）する際は、動物の種類、数量その他必要事項を検疫所に届け出ることを義務付けている。

なお、那覇検疫所管内における動物の輸入届出は平成19（2007）年にインドゾウの輸入に関する実績を最後に届出はない。

届出対象動物

生きた動物	・齧歯目に属する動物 ・うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物 ・その他、陸生ほ乳類 ・鳥類
死体のもの	・齧歯目に属する動物 ・うさぎ目（ナキウサギ科のみ）に属する動物

届出に必要なもの

- 届出書（2通）
- 衛生証明書
（輸出動物機関発行のものに限る）
- 届出者の身元確認書類
- 航空送込状の写し
（手荷物の場合は不要）
- 施設の微生物検査の結果書
（高度な衛生管理のなされたびっく農場のみ）



ハムスター、リスなどの「げっし類」の日本への持ち込みは困難です！

ハムスター、モルモット、リス、テヌアラなどの動物は、非常に「げっし」類に感染しやすい。げっし類については、人に重篤な感染症や害獣として感染症を数多く保有していることが知られており、輸入するための条件が厳しくなっています。輸出国政府が保証した保管施設において出生から飼育されていたことなど、ペットとして自由で飼養されていたりも海外でのバッシュアップで感染したものとは異なるためとすることができると考えられるため基本的に持ち帰ることはできません。また、げっし類は病原体を輸入する場合も届出が必要ですが、海外でけいれんしたものを発見するとこともあり例外的に「クイ」と呼ばれる畜産利用に用いるモルモットの病原体届出の対象となりますので注意が必要です。

○ 動物の輸入届出制度に関する詳しい情報は、こちらをご覧ください。

ホームページ：動物の輸入届出制度について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>
<http://iaa.keneki.jp/>

主な問い合わせ先

成田空港検疫所（輸入動物管理室）	
TEL: 0476-32-6708	FAX: 0476-32-6725
名古屋検疫所中洞空港検疫所支所（検疫衛生課）	
TEL: 0569-38-8192	FAX: 0569-38-8194
関西空港検疫所（輸入動物管理室）	
TEL: 072-455-1298	FAX: 072-455-1299
福岡空港検疫所福岡空港検疫所支所（検疫衛生課）	
TEL: 092-477-0207	FAX: 092-477-0209

上記以外の空港を管轄する検疫所については以下のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

◎ 犬、猫、家畜など検疫が行われている動物は届出の対象ではありません。

農林水産省 動物検疫所ホームページでご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

海外から動物を持ち帰る方へ

ホームページ：動物の輸入届出制度について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>
<http://iaa.keneki.jp/>



動物の輸入届出制度

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、国内における輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防止するために実施するものです。

届出の要件を満たさない場合、その動物を、持ち出し国に返送するか、殺処分することになりますのでご注意ください。

届出の対象となるネコ



哺乳類

- ・フェレット
- ・ハムスター
- ・モルモット
- ・リス etc.

鳥類



オウム

インコ

鳩

文鳥 etc.

(注) 犬、猫は対象ではありません。動物検疫所に預けられていない状態で戻す必要があります。

鳥類のうちインフレンザウイルスの発生リスクが高い種は、鶏、カラス、渡り鳥、渡り鳥以外です。

厚生労働省 検疫所

海外から動物の持ち帰りを希望する方に向けたリーフレット